

東京都交通局職員チャレンジ提案制度実施要領

16交総第617号

1 目的

この要領は、東京都交通局職員チャレンジ提案制度取扱要綱（平成10年4月15日付10交経企第27号。以下「要綱」という。）第11条に基づき、要綱の施行において提案募集の具体的な実施方法について定め、東京都交通局職員チャレンジ提案制度（以下「チャレンジ提案制度」という。）の円滑な実施を目的とする。

2 提案できる内容

- (1) お客様サービスを向上させる業務の改善・仕事の進め方に関するもの
- (2) 事務等の改善に関するもの（仕事の進め方、事務処理方式、帳票・機器・用具等）
- (3) 職場の執務環境等の改善に関するもの（執務室内の保存文書の整理、削減などのアイデア等）
- (4) 窓口に関する改善や、ワーク・ライフ・バランスの実現等、局事業に係る実現可能なアイデアに関するもの
- (5) 前項までの内容に係わらず、次に該当するものは除く。
 - ア 苦情、要望、不平、不満など
 - イ 個人の具体的な人事、給与に関するもの
 - ウ 業務上指示されたもの
 - エ 業務上の研究で指示されたもの
 - オ 過去に東京都職員提案制度実施要綱（平成3年7月23日付3情報地第101号）に基づく東京都職員提案制度、又は東京都職員表彰（業務改革部門）（以下「都職員表彰」という。）、若しくはチャレンジ提案制度などにおいて表彰されたもの
 - カ その他チャレンジ提案制度の趣旨に反するもの

3 応募の方法

提案制度の応募の方法は、東京都職員表彰規則に定める業務改革部門への推薦の方法に準ずる。

4 審査

- (1) 東京都交通局職員チャレンジ提案制度審査会は、予備審査及び本審査のほか、都職員表彰の局推薦審査を行う。
- (2) 予備審査は、チャレンジ提案制度の表彰候補及び都職員表彰の局推薦候補となる提案を選定する。審査は、別表第1の基準に基づき、予備審査票（別紙様式1）をもって行う。
- (3) 本審査は、提案の最終審査を行うこととし、予備審査で選定されたもののうち都職員表彰の受賞提案を除く提案の中から、別表第2の基準に基づき各賞を決定する。併せて、5（5）に定める副賞の対象を決定する。
- (4) 都職員表彰の局推薦審査の最終審査は、本審査の委員で行い、予備審査で選定された上位提案の中から別表第1の審査基準に基づき局推薦提案を選定する。

5 表彰・発表

- (1) 表彰名及び副賞等は以下のとおりとする。
 - ア チャレンジ大賞（3件程度） 賞状及び副賞（提案者1人当たり図書カード5千円分（上限5万円））

イ チャレンジ賞（2件程度） 賞状及び副賞（提案者1人当たり図書カード3千円分（上限3万円））

ウ アイデア賞（10件程度） 賞状及び副賞（提案者1人当たり図書カード2千円分（上限1万円））

エ 努力賞（応募数の5割程度から上記アからウに定める各賞の受賞決定数を除いた件数を上限とする。ただし、100件程度を上限とする。） 千円の図書カード

(2) 賞状及び副賞については、1提案に対し1枚及び1件とする。ただし、同一の者が重複受賞した場合は、賞状は提案ごとに1枚、副賞は上位の賞の分のみとする。

(3) 都職員表彰に推薦した提案が受賞しなかった場合は、原則としてチャレンジ大賞として表彰する。

(4) 表彰された提案は、局報等で発表する。

(5) 表彰された提案のうち、デジタル技術を活用した優れた提案（3件程度）に対して、別途、副賞として記念品を授与する。

附 則

この要領は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月27日から施行する。

基準		点数						基準説明	応募用紙の 対象項目
1	着想性(業務の改善に 気付く発想力)	5	4	3	2	1	0	5点 日常業務を自主的に研究、分析、比較し、的確に問題点、改善余地を見いだしている 4点 日常業務の中で自らの問題意識をもとに問題点、改善余地に気づき、その意義を的確に認識している 3点 日常業務について、民間業務等との比較の中で、問題点、改善余地に気づいている 2点 日常業務の懸案とされている問題点、改善余地を認識している 1点 既に広く行なわれている 0点 業務の改善につながる提案ではない	2①②
2	独創性(創意工夫の独 自性)	5	4	3	2	1	0	5点 これまで民間企業や官公庁では全くない独自の創意工夫による考案 4点 全く独自の創意工夫とまではいえないが、独自性の強い考案 3点 既存の技術、制度等に応用する程度の考案 2点 民間企業等では既に実施されている程度の考案 1点 市販されている類似品の改良、過去に行われた提案を改良する程度の考案 0点 独自性のない考案	3②③⑦
3	解決策の具体性	—	—	—	2	1	0	2点 きちんと具体的な解決策が示されている 1点 ある程度具体的な解決策が示されている 0点 解決策が示されていない	3②③
4	応用性(他の職場等でも 利用できる可能性)	5	—	3	—	1	0	5点 都庁内に留まらず、他の自治体、民間でも応用可能な利用価値を有している 3点 局内又は都庁内の同種の業務に応用可能な利用価値を有している 1点 当該事業所(職場)だけで利用できる 0点 利用できる職場がない	4
5	実現性(実現できる見込 み)	—	—	—	2	1	0	2点 既に実現している 1点 実現に向けて具体的な検討・作業を行っている 0点 実現できる見込みがない	3①～⑦ 5
6	改善経費(提案を具体化 するために要した費用。 人件費を除く)	—	—	3	2	1	0	3点 ほとんど経費を要さない<1万円未満の「材料費程度」を含む>(又は経費節減額の1割未満の額) 2点 材料費程度<1万円～10万円未満>(又は経費節減額の1割以上3割未満の額) 1点 材料費程度<10万円以上>(又は経費節減額の3割以上7割未満の額) 0点 材料費、人件費以外の経費を要するもの(又は経費節減額の7割以上の額を費用として要するもの)	3⑥
7	経費節減効果	5	4	3	2	1	0	5点 500万円以上削減した (又は既存の経費を50%以上削減した) 4点 200万円以上削減した (又は既存の経費を30%以上削減した) 3点 50万円以上削減した (又は既存の経費を20%以上削減した) 2点 10万円以上削減した (又は既存の経費を10%以上削減した) 1点 1万円以上削減した (又は既存の経費を5%以上削減した) 0点 1万円未満しか削減できなかった(又は既存の経費を5%未満しか削減できなかった)	4
8	作業時間の短縮	5	4	3	2	1	0	5点 作業時間を8割以上短縮した 4点 作業時間を5割以上8割未満短縮した 3点 作業時間を3割以上5割未満短縮した 2点 作業時間を2割以上3割未満短縮した 1点 作業時間を1割以上2割未満短縮した 0点 作業時間を1割未満しか短縮できなかった	4
9	作業環境の改善	5	—	3	—	1	0	5点 肉体的(精神的)な負担が、8割以上減った(又は安全性の向上に非常に貢献した) 3点 肉体的(精神的)な負担が、2割以上8割未満減った(又は安全性の向上にかなり貢献した) 1点 肉体的(精神的)な負担が、1割以上2割未満減った(又は安全性の向上に貢献した) 0点 肉体的(精神的)な負担が、1割未満しか減らなかった(又は安全性の向上に貢献していない)	4
10	都民・利用者の利便性 の向上	5	—	3	—	1	0	5点 利用者の負担(金銭的・肉体的・精神的)が、8割以上減った サービスを受ける人の内8割以上の人が、利便性が向上した 3点 利用者の負担(金銭的・肉体的・精神的)が、2割以上8割未満減った サービスを受ける人の内2割以上8割未満の人が、利便性が向上した 1点 利用者の負担(金銭的・肉体的・精神的)が、1割以上2割未満減った サービスを受ける人の内1割以上2割未満の人が、利便性が向上した 0点 利用者の負担(金銭的・肉体的・精神的)が、1割未満しか減らなかった サービスを受ける人の内1割未満の人のみしか、利便性が向上しなかった	4
11	環境負荷の軽減 (環境保全・省エネ・省資 源への寄与)	5	—	3	—	1	0	5点 環境負荷の軽減にとっても貢献する(例:具体的な公害防止) 3点 環境負荷の軽減に貢献している(例:エネルギー使用の削減) 1点 環境負荷の軽減にやや貢献している(例:廃品利用) 0点 環境負荷の軽減に貢献していない	4
12	努力度	5	—	3	—	1	0	5点 たいへん努力して改善した(例:度重なる試行錯誤、困難な折衝) 3点 かなり努力して改善した(例:多大な作業) 1点 努力して改善した 0点 努力の跡が見られない	3④

<補足説明>

○応募様式の記載内容だけでは、審査基準の点数が確定しかねる場合は、ヒアリングや問合せなどにより記載内容を補正し審査を行う。

○着想性と独創性について、以下の観点により判断する。

『着想性』⇒問題点や改善余地を見いだすプロセスに焦点を当てる。

『独創性』⇒改善するうえでの創意工夫のプロセスに焦点を当てる。

○基準8の審査にあたっては、人員削減の場合は時間に換算する。(例 3人→2人 34%の削減で3点に該当する)

別表第2（各賞の審査基準）

表彰名	審査基準
チャレンジ大賞	局事業に対し特に著しい効果が認められるときのみ
チャレンジ賞	局事業に対して著しい効果が認められるときのみ
アイデア賞	局事業に対し効果が認められるもの
努力賞	努力した結果がみえるもの

